

竹教委教第 1096 号
令和 3 年 9 月 10 日

竹富町立幼稚園長 様
竹富町立小・中学校長 様

竹富町教育委員会
教育長 仲田 森和
(公印省略)

【第 3 1 報】新型コロナウイルス感染症に対する対応について（通知）

沖縄県に発令されている新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ緊急事態宣言が令和 3 年 9 月 30 日まで延長されることや、沖縄県対処方針（令和 3 年 9 月 9 日）等を受け、部活動等や学校施設の利用、郡外への渡航について下記のとおりとしますので、各学校・園での対応及び貴所属職員への周知をよろしくお願いします。

※本通知は令和 3 年 9 月 13 日（月）～9 月 30 日（木）までの期間についてのものです。

記

1 部活動等（スポーツ少年団含む）について

(1) 9 月 13 日（月）～9 月 30 日（木）までの期間は、引き続き活動を休止する。

ただし、九州・全国の予選を兼ねる大会及びコンクール等に限り、大会 2 週間前から練習することができる。その際は、学校長の許可の下、平日 90 分以内（早朝練習なし）、土日休日は 2 時間以内、必要最小限の人数で行うことができる。

※期間中の練習試合や合同練習は行わない。

2 学校施設（体育館等）の利用について

(1) 9 月 13 日（月）～9 月 30 日（木）までの期間は、引き続き利用を休止する。

3 八重山郡外への渡航について

(1) 期間中、八重山郡外への渡航は原則自粛する。

(2) やむを得ない事情で渡航した場合、帰島後に陰性証明を学校に報告することにより、7 日間の出席停止（園児児童生徒）・在宅勤務（職員）は行わなくてもよい。ただし、報告できない場合は 7 日間の出席停止（園児児童生徒）・在宅勤務（職員）とする。

※陰性証明：PCR 検査及び抗原検査結果等

(3) 帰島後 1 週間は同居者以外との会食等を控える。

【本件担当】

竹富町教育委員会 教育課長 大浜 譲

TEL : 87-6256 FAX : 82-0643